

更新弁論陳述書

2007(平成19)年8月20日

名古屋地方裁判所 民事第9部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史
ほか11名

記

1 本件訴訟は、設楽ダムが不要であるばかりか、有害ですらあることから、その事業投資の差止を求める住民訴訟である。

2) 設楽ダムの目的とされているもののうち、第1の都市用水(水道用水と工業用水)の新規利水については、現状で節水も進んで需要が横ばいないし減少に推移しているにもかかわらず、そして、今後も増加要因は認められないにもかかわらず、計画の前提となっている需要予測は基準年の翌年から突如として増加することになっており、実績との連続性が認められない。需要予測において、需要が増加するようにいくつかの数値操作が行われているのである。また、「近年の少雨化傾向」も言われることがあるが、降水データを見るかぎり、少なくとも豊川の流量減少に伴うような明確な少雨化傾向はない。

2) 第2に農業用水についても、水田の減少傾向が明確であるし、畑を含めても農地が今後増加するとは考えづらいことからすれば、需要予測は過大であると言わざるをえない。豊川総合用水を含む現在の豊川用水によって需要に対する供給が可能である。

3) 第3に洪水調節については、豊川には、豊川本流の寒狭川の外に大支流の宇連川もあり、設楽ダム集水域は寒狭川の最上流で、基準点新城市石田上流の流域面積の11%をカバーするにすぎないので、設楽ダムの洪水調節効果はごく限定的である。他方、豊川水系河川整備計画において設楽ダムによる洪水調節が想定する程度の河道流量低減効果は、現存する不連続堤・遊水地の活用等によって可能である。

4) 第4に流水正常機能維持については、設楽ダムは、流水正常機能維持容量が有効貯水容量の65%、利水容量の82%を占めるという異常な目的および容量配分のダムとなっている。豊川用水取水施設の下流の取水によって生じた流量減少の改善という僅かな環境改善のために、山から海に至るまでより大きい環境悪化を生じさせることになるダム建設は、環境対策として矛盾している。

また、流水正常機能維持容量に含まれている利水安全度向上については、豊川用水につき近年20年の2番目の渇水年で想定需要量が現在施設の供給量を上回るのは、想定需要量が過大なためであり、想定需要量を精確に計算すれば、現在施設で供給が十分に可能である。

3 加えて、設楽ダム建設に伴う環境影響の調査・予測・評価は、杜撰で、恣意的で、非科学的であると言わざるをえない。絶滅危惧種で天然記念物であるネコギギについて何ら実証されていない移植による保全を提案する、クマタカについて調査を営巣地に限る、サシバ・オオタカについて影響評価の対象外とするなど、水没地域とその周辺に生息する生物に対する調査すら不十分である。さらに、三河湾への影響の調査についても、愛知県知事も意見書においてその必要性を述べているにもかかわらず、調査対象としなかった。

4 川は、その流れに応じた特有の自然を形成する。水と土砂と栄養を海に運ぶ。生物が海との間を往来する空間となる。内湾の流れを起こす力ともなる。また、川の源流域は森林となっており、土壌による洪水および渇水の緩和と水質浄化や根による土砂の崩壊と流出の防止の機能があり、下流の自然と人の生活を支えている。

ダムは、川の流れと生物の行き来を遮断し、海への土砂の供給をなくし、内湾の流れも弱める。また、貯水による森林の破壊は、先に述べた森林の公益的機能も奪ってしまう。川ばかりでなく、山から海まで自然を変えてしまうのである。そのことが人間社会にも変化をもたらすことは言うまでもない。したがって、ダム建設は、他の方法による問題解決が不可能または著しく困難であって、かつ、それが問題解決に有効な方法であるときに選択される最後の選択肢でなければならない。世界的に脱ダムの流れがあるのも、世界がこのようなダムの取り返しのつかない害に気付いているからに他ならない。

5 結局、設楽ダムは、使いもしない水の確保、効果の上がない洪水調節、本末転倒した流水正常機能維持のために建設されるのであって、無駄な公共工事の典型である。そればかりか、豊川の上流域から三河湾に至るまでの広い範囲にわたって環境を悪化させるのであって、有害ですらある。

このような設楽ダム建設事業に対して、愛知県らが権利取得したり費用負担したりすることは、予算執行の適正確保の見地から看過できないものであり、その権利取得や費用負担は財務会計上違法であることは明らかである。

以 上